

令和 3 年度

岐阜市包括外部監査報告書

概 要 版

岐阜市包括外部監査人

弁護士 竹 中 雅 史

第1部 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	竹中 雅史（弁護士）
同補助者	中西 敏夫（弁護士）
同補助者	平松 卓也（弁護士）
同補助者	横井 健（弁護士）
同補助者	磯谷 太一（弁護士）
同補助者	後藤 聡（税理士）
同補助者	片山映理子（税理士）
同補助者	小林 和実（税理士）

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

岐阜市の土地

但し、建物の敷地、道路、河川は除いた。

3. 監査の手続

事前ヒアリング

概要を把握するため、6の課のヒアリングを行った。

現地往査

管理状況を把握するため、次のとおり合計 209 箇所の現地往査及び現地ヒアリングを行った。

・都市公園	55 箇所
・広場	23 箇所
・子ども遊び場	37 箇所
・屋外体育施設	8 箇所
・その他施設	2 箇所
・農林関係施設	1 箇所
・自転車駐車場	23 箇所
・普通財産（未利用地）	60 箇所

書類監査・ヒアリング

現地往査及び現地ヒアリングを踏まえ、適宜、書類監査やヒアリングを行った。

第2部 前提

1. 岐阜市の土地

令和3年4月1日時点における、市が所有する土地の使用区分及び面積は、次のとおりである（小数点以下省略）。面積でみると、公共用財産が圧倒的に多い。

区分			面積
行政財産	公用財産	本庁舎	25,217 m ²
		南庁舎	3,104 m ²
		その他庁舎	2,116 m ²
		事務所等	13,810 m ²
		消防（水防）施設	44,886 m ²
		その他の施設	7,075 m ²
		計	96,208 m ²
	公共用財産	学校	1,483,596 m ²
		公営住宅	304,463 m ²
		公園	2,085,958 m ²
		公園・緑地	2,064,289 m ²
		広場	21,669 m ²
		その他の施設	1,719,768 m ²
		子ども遊び場	15,449 m ²
		保育所	41,087 m ²
		児童館・子ども館	10,215 m ²
		体育館・運動場	212,483 m ²
		団地	100,842 m ²
		公民館	30,973 m ²
		墓地・斎苑	445,243 m ²
		廃棄物最終処分場等（環境部所管）	599,789 m ²
		ため池	49,699 m ²
		その他	213,988 m ²
		計	5,593,785 m ²
		小計	5,689,993 m ²

普通財産	宅地	266,087 m ²
	田	122 m ²
	畑	5,164 m ²
	山林	208,485 m ²
	原野	9,175 m ²
	雑地	76,746 m ²
	小計	565,779 m ²

行政財産と普通財産の合計	6,255,772 m ²
--------------	--------------------------

市が開設している公園・緑地	380 箇所
市が開設している広場	64 箇所

市が開設しているスポーツ施設（市のホームページから） なお、厚八運動場と厚八テニスコートは、条例上は一つの施設であるが、下記の分類では、それぞれの種類でカウントした。					
種類	使用料での分類		設置根拠での分類		
	有料	無料	公園施設	屋外体育施設	なし
野球場	3	8	10	1	0
ソフトボール場	0	5	5	0	0
サッカー場	1	5	6	0	0
ラグビー場	0	1	1	0	0
運動場	2	9	3	7	1
テニスコート	6	9	12	1	2
合計	12	37	37	9	3

市が開設している子ども遊び場	214 箇所
----------------	--------

市が開設している自転車駐車場	有料 10 箇所
	無料 17 箇所

普通財産	管財課の所管	367 筆
	管財課以外の課の所管	469 筆

2. 岐阜市の土地（建物の敷地、道路、河川を除く）に関する収支（令和2年度）

都市公園及び広場	支出 10 億 4286 万 5083 円（収入 1 億 599 万 8580 円）
屋外体育施設	支出 1962 万 4185 円（収入 418 万 1760 円）
子ども遊び場	支出 1349 万 3370 円（収入 0 円）
ながら川ふれあいの森	支出 3868 万 1712 円（収入 46 万 9380 円）
自転車駐車場	支出 1 億 5339 万 3629 円（収入 9504 万 6890 円）
普通財産（未利用地・代替地）	支出 1533 万 3399 円（収入 154 万 3561 円）
支出合計	12 億 8339 万 1378 円

第3部 監査の結果

指摘及び意見の結論は、別紙「**指摘及び意見一覧表**」のとおりである。
指摘 115 個、意見 78 個となった。

以下、主だった事実関係又は指摘・意見の概要を列举する（カッコ書きは抵触する法令である）。

- 1 都市公園台帳（調書及び図面）について、必要的記載事項の記載がないもの、変更があった事項の記載をしていないものがあった（都市公園法及び同施行規則）。【報告書 21 頁～】
- 2 借り受けている土地について、公有財産台帳に登録しておらず、土地借受整理簿を作成していなかった（岐阜市公有財産規則）。【報告書 24 頁～】
- 3 岐阜市都市公園条例の定める禁止行為に該当しない行為を禁止していた（岐阜市都市公園条例）。【報告書 28 頁】
- 4 広場という公の施設を開設していたが、その設置及び管理に関する条例、規則は一切存在しなかった（地方自治法）。【報告書 31 頁、132 頁～】
- 5 雑草の繁茂、ゴミの放置、遊具の破損・劣化等、管理が不十分であった（地方財政法、岐阜市公有財産規則）。【報告書 33 頁～】
- 6 公園施設設置許可の要件を充たさない許可、公園の占用許可の要件を充たさない許可をしていた（都市公園法及び同施行規則）【報告書 54 頁～】
- 7 許可手続がとられていない花壇、鉢植え、物置、器具等が設置されていたり、物品が放置されていたりしていた（都市公園法、地方財政法、岐阜市公有財産規則）。【報告書 59 頁～】
- 8 岐阜市都市公園条例で規制されるべきでない行為について行為許可をしていた（岐阜市都市公園条例）。【報告書 78 頁～】

- 9 特定の団体（人）が利用している（利用するために開設した）と受け取らざる得ない広場や子ども遊び場があった（地方財政法、岐阜市公有財産規則）。【報告書 84 頁～】
- 10 土地上の市の所有物件を特定の団体（人）が管理し、利用していた（地方財政法、岐阜市公有財産規則）。【報告書 88 頁～】
- 11 無断駐車をされている子ども遊び場や普通財産（未利用地）があった（地方財政法、岐阜市公有財産規則）。【報告書 90 頁～】
- 12 恒常的な通行使用をされている都市公園、普通財産（未利用地）があった（地方財政法、岐阜市公有財産規則）。【報告書 91 頁～】
- 13 指定管理者制度を導入している都市公園について、次のように指定管理者を選定していた。【報告書 94 頁～】

都市公園	指定管理者
岐阜ファミリーパーク	共同事業体（構成員は造園会社 A、B）
長良公園	共同事業体（構成員は造園会社 A、B）
早田西公園・木ノ下公園・野一色公園・加納公園	共同事業体（構成員は造園会社 A、B）
境川緑道公園	共同事業体（構成員は造園会社と人材派遣等会社）
福光中央公園・八ツ草公園	造園会社 C の関連会社
北西部運動公園	造園会社 C
岐阜市畜産センター公園	造園会社 C

- 14 都市公園の指定管理者間において、直接経費に対する間接経費の比率が 3.85%～20.47%と差が大きかった。指定管理者の中には、間接経費の予算執行率が 100%を超えていたところがあった。【報告書 95 頁～】
- 15 都市公園の指定管理者が、その構成員や関連会社又は岐阜市の外郭団体に対して、指定管理者による維持管理業務そのものを再委託していた。事業費の内、委託料が占める割合が 50%を超える指定管理者が 4 者あった。境川緑道公園については、指定管理者の構成員に対する委託料に加え、指定管理者の構成員に対し、所長、従業員、作業員、管理事務所職員の人件費も支払っており、指定管理

者の構成員に対する支出は、総支出の約 82%であった。【報告書 99 頁～】

- 16 指定管理者の構成員や関連会社、岐阜市の外郭団体に対して、指定管理者による維持管理業務そのものを再委託するのであれば、市の直営で各々の業務を委託する（直営＋委託）のと、管理態様としては変わらない。他方、指定管理者制度とすることにより、直営＋委託の場合には発生しない人件費（所長など）が発生すること、指定管理において発生する間接経費（利益）と再委託において発生する再委託先の利益と二重に利益が発生することから、むしろ管理費が増えるのではないかとも思える。

指定管理者＋再委託の場合と直営＋委託の場合とのコストを比較検討し、いずれの管理方法が適切であるのかを判断した上で、その検討及び判断の経過を記録に残すことが望ましい。【報告書 99 頁～】

- 17 指定管理者が公園の維持管理をするだけであれば、直営＋委託と管理実態が変わらず、指定管理者制度により管理する意味がない。他の自治体を見ても、指定管理者制度が始まった当初は、造園会社が公園の指定管理者となることが多かったが、昨今、公園マネジメント意識の高まりもあって、公園運営を専門とする会社を指定管理者とする例が増えている。

指定管理者が、維持管理業務のみに留まらず、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めるという業務を具体的にどのように遂行しているか、その効果は具体的にどうなっているかという観点でのモニタリングをすることが望ましい。

今回の指定管理期間が終了する際には、維持管理ノウハウだけではなく、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めるという観点を重視して、指定管理者を募集・選定することが望ましい。また、公園全体の指定管理ではなく、飲食店等の収益施設には公募設置管理制度（PFI）を導入し、その他の管理は委託で行うという管理方法を検討することが望ましい。【報告書 101 頁～】

- 18 長野市の指定管理者制度ガイドラインや熊本市の指定管理者制度運用マニュアル等を参考にして、「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」を、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示すものではなく、応募者及び指定管理者に向けて、特に問題になる間接経費、再委託、自主事業等に関するルールを定めたり、指定管理者に具体的に求めることを定めたりする等により充実させること及び

公表することが望ましい。【報告書 103 頁～】

19 施設としての実態がない又は低利用である、都市公園、広場、子ども遊び場、自転車駐車場があった。【報告書 107 頁～】

20 スポーツ施設の約 75%は、都市公園の運動施設であった。その中には、運動施設が都市公園の敷地面積のほとんどを占めており、園路や植栽など公園的施設は全くないものがあった。

運動施設が設置されている都市公園について、運動施設の敷地面積の割合、園路や植栽のような公園的施設の有無等を確認し、都市公園としては存続し難いものについては、公園としては廃止して岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるか、公園的施設を整備する等により都市公園といえるだけの実質があるように整備すべきである（都市公園法）。【報告書 121 頁～】

21 都市公園の運動施設となっているスポーツ施設を全て屋外体育施設条例に基づく屋外体育施設として定め、岐阜市スポーツ推進計画を担う市民スポーツ課が所管することが望ましい。【報告書 122 頁～】

22 当該施設がどれだけ広く市民に利用されているのかを適切に把握するため、優先貸付団体と、そうでない団体又は個人と、区別して、利用件数、利用人数、利用時間を集計し、利用時間の占有率を把握することが望ましい。【報告書 123 頁～】

23 公の施設の使用申込み・使用制限や使用料の減免に関する定めは、内規ではなく、規則で定めて公表すべきである。酒田市は、公の施設の使用料に係る減免要件を明示するため、酒田市体育施設設置管理条例施行規則を改正している。また、施設数、件数等の減免実績を、半年ごとにホームページで公表することが望ましい。酒田市は、このような事務を行っている。【報告書 126 頁～】

24 優先貸付団体の名称及び優先態様について、規則で定めて公表すべきである。実際に優先貸付団体に割り当てた利用枠を市のホームページで公表するとともに、優先貸付団体が利用枠を利用しなくなった場合には、速やかにこれを開放するルールを設けることが望ましい。【報告書 128 頁～】

25 岐阜市サッカー協会や岐阜市ラグビー協会を使用申込みの窓口にする事務を維持するのであれば、それらが使用申込みを受け付ける権限を適法に有することとなるための手続をとるべきである。適切な手続をとらないのであれば、市が使用申込みを受け付けるべきである（都市公園法）。【報告書 129 頁～】

26 多くの無料スポーツ施設が、限られた範囲の人や団体にしか利用されていないと言わざるを得ない実態に鑑み、無料スポーツ施設については、受益者負担の原則からすれば、有料にすることが望ましい。同じような野球場、サッカー場、運動場が複数あるが、どれもが利用率が高いわけではない状況、少子高齢化と人口減少、財源の縮小化に鑑みれば、同種の無料スポーツ施設を集約していくことが望ましい。【報告書 130 頁～】

27 広場の定義がなく、その実態は多種多様であった。ただの山であったもの、かつては軽スポーツに利用されていたが現在は全く利用されていない草むらであったものもあった。開発許可に伴う公共施設として市に帰属したものが 17 箇所あったが、何も設置されていなかったものもあった。どういった目的で市に帰属したのか、なぜ目的どおりの公共施設となっていないのか、経緯を示す資料がなく不明であった。実態としては、テニスコートであったもの、グラウンドゴルフ場と受け取られるものもあった。公園のように遊具が設置されているものもあった。【報告書 132 頁～】

28 全ての広場について、現状をしっかりと調査し、整理すべきである。

そして、当該地域住民の推移、年齢構成、意向等、公園や子ども遊び場等の近隣の同種施設との関係性、当該地域の将来像等を調査把握すべきである。

その上で、当該広場ごとに、何の目的の施設としていくのか、どのような方針で整備、管理、運営していくのかを検討し、都市施設としての広場とする、公園とする、スポーツ施設とする、施設を廃止して普通財産とした上で他の行政目的での使用や普通財産の貸付、処分を検討する、施設を廃止して国、県、民間に返還するという方向性を判断すべきである。【報告書 132 頁～】

29 子ども遊び場の約 82%は、昭和 62 年以前に開設されたものであった。雑草が繁茂していて子どもが安全かつ衛生的に利用できないもの、滑り台 1 台分ほどの広さしかなく遊び場として適当な広さを有していないもの、既に遊具が撤去され子ども遊び場としての実態がないものや、遊具の更新が行われておらず子

ども遊び場としての利用に耐えないものが多数あった。【報告書 135 頁～】

- 30 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。

その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるのであれば、管理を委託することも選択の一つである。

また、管理の効率性、経済性、管理コストの縮減の見地からすれば、子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。【報告書 135 頁～】

- 31 天満テニスコート、資材置場、旧市立図書館分室跡地、公園管理事務所の土地を一体的に、当該土地の位置、周囲の環境、市民のニーズ等を総合的に考慮し、その土地としての効用を十分に発揮させることができるよう、新たな利活用又は換価をすることが望ましい。【報告書 138 頁～】

- 32 都市公園のほとんどは、昭和 40 年代、50 年代に設置されたものである。都市公園の中で圧倒的に数の多い街区公園でみると、約 8 割が平成 7 年以前に設置されたものである。多くの公園の現状を見ても、遊具が従前のままか、複合遊具に変わったかの違いがあるくらいで、その多くは開設された時からそれほど変わっていない。都市公園法が改正される平成 5 年までは児童公園にブランコ、砂場、すべり台の設置が義務付けられていた結果、どこの公園にも似たような遊具が設置され、紋切り型で個性に乏しい公園となっている。

市が平成 29 年 3 月に策定した「岐阜市公共施設等総合管理計画」では、都市公園に対する今後の取組み（立地再編、再整備、地域住民が中心となった管理運営、公園の魅力及び管理の質の向上等）が記載されていたが、これらを実施又は検討した形跡はなく、その計画もない。

市が平成 31 年 3 月に作成した「岐阜市スポーツ推進計画（改訂版）」では、都市公園のストック再編事業に取り組んでいる、地域のニーズを踏まえた利活用

や都市の集約化にも対応した公園へ再編を図る等が記載されているが、公園の再編事業に関する具体的な計画はない。

パークマネジメントプランやパークイノベーション推進計画を策定することが望ましい。例えば、相模原市がパークマネジメントプランを策定しており、足立区がパークイノベーション推進計画を策定している。【報告書 141 頁～】

33 土地の取得・処分・貸付け・分筆をした後に未利用地が発生することのないよう、それらの際に検討すべき事項、その目的や経緯等の記録方法、その後の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。【報告書 146 頁～】

34 代替地として機能するかどうかを検討すること、代替地としておくよりも商業用地や住宅用地として貸し付ける等、土地としての効用をより発揮させるような利活用をすることが望ましい。代替地が必要なのであれば、民間の土地を活用する方策を検討することが望ましい。例えば、豊田市では、民間の土地を代替地に登録する代替地登録制度を実施している。【報告書 150 頁～】

35 速やかに未利用地の売却活動を進めるべきである。普通財産売却取扱要綱において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用して普通財産を随意契約により譲渡することができる場合を、同号の趣旨に適合する範囲内において、より幅広く定めることが望ましい。例えば、浜松市の「普通財産の随意契約による譲渡に関する要領」では 14 項目が、川崎市の「普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要綱」では 10 項目が定められている。【報告書 152 頁～】

36 売却が困難な未利用地について、近隣住民の意見を聞き、公園、広場、緑地、駐車場とする等、売却以外の方法での利活用をすることが望ましい。【報告書 154 頁】

37 未利用地は「利用又は活用されていない土地」であるとして定義し直すべきである。未利用地や低利用地に対する、管理・運用・処分の基本原則や利活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した未利用地等の利活用に関する基本方針を定めるべきである。例えば、西宮市、平塚市、日高市等が未利用地等の利活用に関する基本方針を定めている。【報告書 154 頁～】

38 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に関する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和３年３月に市有財産の有効活用に関する基本方針を定めている。【報告書 158 頁～】

指摘及び意見一覧表

部名	課名	頁	指摘	意見	内容
都市建設部	公園整備課	21	●		＜都市公園台帳（調書）の必要的記載事項＞ 都市公園法及び同施行規則に従い、都市公園台帳（調書）の必要的記載事項を漏れなく記載すべきである。
都市建設部	公園整備課	22		●	＜都市公園台帳（調書）の作成方法＞ 各公園の公園施設設置許可・管理許可や占用許可に関する事項を容易に把握できるように都市公園台帳（調書）を作成することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	22		●	＜都市公園台帳（調書）の作成方法＞ 都市公園台帳（調書）をデータで作成することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	23	●		＜都市公園台帳（図面）の作成＞ 都市公園法及び同施行規則に従い、必要的記載事項を記載した都市公園台帳（図面）を作成すべきである。なお、現在、新たに図面を作成している途中である。
都市建設部	公園整備課	23	●		＜記載事項の変更＞ 都市公園法及び同施行規則に従い、都市公園台帳の記載事項に変更があったときは速やかに変更すべきである。
都市建設部	公園整備課	24	●		＜広場の台帳＞ 都市公園法及び同施行規則に準じて、広場の台帳を作成すべきである。
子ども未来部	子ども支援課	24	●		＜子ども遊び場の台帳＞ 都市公園法及び同施行規則に準じて、子ども遊び場の台帳を作成すべきである。
行政部	管財課	24	●		＜公有財産台帳への未登録＞ 岐阜市公有財産規則に従い、借り受けている土地を公有財産台帳（様式第13号（その１））に登録するように指導すべきである。

部 名	課 名	頁	指摘	意見	内 容
ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
経済部	経済政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
市民生活部	市民生活政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
福祉部	福祉政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
子ども未来部	子ども政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
環境部	環境政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
消防本部	消防総務課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
都市防災部	都市防災政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。

部名	課名	頁	指摘	意見	内容
まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
都市建設部	都市建設政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
基盤整備部	基盤整備政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
上下水道事業部	上下水道事業政策課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
薬科大学	庶務会計課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
教育委員会	教育施設課	25	●		＜土地借受整理簿の未作成＞ 岐阜市公有財産規則に従い、土地借受整理簿（様式第19号）を作成すべきである。
行政部	管財課	27		●	＜土地借受整理簿の項目＞ 借り受けている土地上の建物や工作物の有無及びその内容を土地借受整理簿の項目に加えることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	28	●		＜公園利用のルール＞ 根拠のない禁止をすべきではない。岐阜市都市公園条例第4条に該当しない行為を禁止するのであれば、公園の管理運営規程を定めるべきである。公園の利用方法は、当該公園の目的、性質、利用状況、利用者や近隣住民の意向等によって変わってくると思われるので、どの公園にも共通する基本的な事項（例えば、火気の使用、ゴルフ、硬式野球の禁止）を管理運営規程で定めると共に、個々の公園について、地元自治会等と協議の上、必要に応じて、公園利用要領を定めることが考えられる。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	30	●		＜禁止のあり方＞ 禁止事項を示す掲示物には、何が禁止されているのかが誰にでも理解できるように明確な記載をすべきである。
都市建設部	公園整備課	30	●		＜放置自転車に対する措置＞ 岐阜市自転車等の放置の防止に関する条例及び同施行規則に従った告示をすべきである。
基盤整備部	土木管理課	32		●	＜自転車駐車場における放置自転車の撤去＞ 放置自転車撤去マニュアルにおいて、「お願い」票を貼付するかどうかの基準を定めることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	33	●		＜雑草の繁茂＞ 雑草が生い茂らないように除草すべきである。
都市建設部	公園整備課	33		●	＜雑草の繁茂＞ ただ漫然と毎年複数回の除草作業を繰り返すのではなく、防草シートの設置、防草土の使用、ヤギによる除草といった、長期的な視点で、より効率性・経済性の高い除草方法を検討することが望ましい。特に斜面の土地では、ヤギによる除草の方がコスト削減できるという意見もあり、美濃加茂市では実際にに行われており、浜松市では実験が行われている。岐阜市畜産センター公園は、平成30年11月以降、豚糞の影響で現在一部の施設が使われていないので、ここを利用してヤギの飼育をすることも考えられる。
子ども未来部	子ども支援課	34	●		＜雑草の繁茂＞ 子ども遊び場の管理団体に対し、除草するように指導すべきである。
基盤整備部	土木管理課	36	●		＜雑草の繁茂＞ 自転車駐車場の除草をして、駐車に適する状態にすべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	36	●		＜ゴミ等の放置＞ ゴミ等を速やかに撤去するとともに、放置されないよう掲示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。
都市建設部	公園整備課	38	●		＜立札の設置＞ 岐阜市都市公園条例第4条第6号で禁止されている立札の設置者を特定して、撤去させるべきである。
都市建設部	公園整備課	38	●		＜安全の確保＞ 利用の安全を確保するため、破損・劣化した箇所を撤去又は補修すべきである。
都市建設部	公園整備課	38	●		＜安全の確保＞ 遊具の危険個所の応急処置の後、遅くとも1年以内には補修すべきである。
都市建設部	公園整備課	40	●		＜利用の向上＞ 利用の向上を図るため、劣化した部分の補修や雑草の除去をして整備すべきである。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	40		●	＜有効利用＞ 倉庫として利用することや、屋根付きのベンチに改修すること等を検討することが望ましい。
子ども未来部	子ども支援課	41	●		＜遊具等の管理＞ 現在の子ども遊び場の利用状況及び今後の利用見込みを検討した上で、遊具やベンチの補修・交換又は撤去をすべきである。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	43	●		＜管理用具の補修＞ 破損した部分は速やかに補修すべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
基盤整備部	土木管理課	44	●		＜設備の補修＞ 自転車駐車場の設備を速やかに補修すべきである。
基盤整備部	土木管理課	44	●		＜利用禁止車両の駐車＞ 岐阜市自転車等駐車場条例及び同施行規則により利用が禁止されているバイクや原動機付自転車等が駐車されないよう、掲示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。
基盤整備部	土木管理課	44	●	●	＜利用禁止車両の駐車＞ 岐阜市自転車等駐車場条例及び同施行規則により利用が禁止されているバイクや原動機付自転車等が駐車されていた場合の措置に関する定めを同条例又は同施行規則に設けることが望ましい。
基盤整備部	土木管理課	46	●		＜場外駐車＞ 自転車駐車場の利用者が、歩道等の自転車駐車場外に駐車することのないよう、掲示板の設置や定期巡回による指導等を行うべきである。
基盤整備部	土木管理課	46		●	＜場外駐車＞ 場外にはみ出して駐車することが恒常的であれば、利用車数に比して駐車スペースが不足していると思われるため、駐車スペースを拡張することが望ましい。
基盤整備部	土木管理課	47		●	＜長期休暇期間中の通学用自転車＞ 高校の長期休暇期間中においては、通学用自転車の放置状況を調査して、規則に定める期間を超えて駐車されていないかを確認することが望ましい。
基盤整備部	土木管理課	48		●	＜利用者による隣地通行＞ 自転車駐車場に隣接する民間の駐車場との境界にフェンスやロープなどを設置することが望ましい。少なくとも、立れを置く等して、民間の駐車場を通過しないよう注意喚起することが望ましい。利用者の便宜を図るのであれば、民間の駐車場の管理者と協議し、通路を設置させてもらうことが望ましい。
都市建設部	公園整備課	48		●	＜境界不明＞ 境界標を設置する等して、都市公園の境界を明らかにすることが望ましい。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	49		●	＜境界不明＞ 境界標を設置する等して、広場の境界を明らかにすることが望ましい。
子ども未来部	子ども支援課	49		●	＜境界不明＞ 子ども遊び場の境界を明らかにすることが望ましい。
行政部	管財課	50		●	＜境界不明＞ 境界標を設置する等して、未利用地の境界を明らかにすることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	51	●		＜占用許可条件の未履行＞ 占用許可を受けている土地について、現場においても、占用区域の境界を明らかにしておくべきである。仮に、そのような境界を明らかにすることによって景観を害する等の事情があるのであれば、占用区域の境界を明らかにする措置を講じなければならぬという占用許可の条件を外してもらうよう、占用許可をした主体との間で調整を図るべきである。
都市建設部	公園整備課	53	●		＜任意団体に対する許可＞ 法人格のない団体に対して許可をする場合には、権利主体として認められるかどうかを確認し、それが確認できない場合には、自然人に対しての許可をすべきである。
都市建設部	公園整備課	54	●		＜特定の団体が使用するための倉庫の設置許可＞ 施設設置許可を取り消し、撤去を求めるべきである。
都市建設部	公園整備課	56	●		＜市の所有する倉庫（特定の団体が使用）による占用許可＞ 占用許可の要件を満たすものに限って許可を出すべきである。市所有の倉庫を公園利用者の誰でもが利用できるように管理するか、特定の団体のみが使用するのであれば、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	57	●		＜市に対する許可の内容＞ 公園整備課以外の課が都市公園に設ける物件が「公園施設」に該当しない場合は、公園施設設置許可の手続ではなく、占用許可の手続（都市公園法第6条第1項）となり、当該物件が、占用許可を与えることのできる「占用物件」（都市公園法第7条、同法施行令第12条、第15条、第16条、第17条、同法施行規則第5条の2、第5条の3、第6条、第7条、第7条の2、第8条）に該当するかどうかを判断すべきである。
都市建設部	公園整備課	57		●	＜市に対する許可の内容＞ 公園整備課以外の課が都市公園に設ける物件が「公園施設」に該当する場合は、公園管理者である市が公園施設を設置しているものであるから、先に述べた都市公園法第5条の趣旨からすれば、公園施設設置許可の手続は必要なく、今後、同許可の手続は止めることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	58		●	＜許可書の様式＞ 許可書の様式には、根拠条文を記載する箇所を設けることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	59	●		＜公園施設の設置・管理＞ 市が花壇を設置したのであれば、指定管理者のみが花壇を管理すべきである。なお、花壇を設置したのが近隣住民であるならば、民法第242条により植物が土地に附合したものとして市の所有とし、償金請求権（民法第248条）の放棄をしてもらう必要がある。
都市建設部	公園整備課	60	●		＜都市公園における鉢植え等の設置＞ 鉢植え等の設置者に撤去を求めらるべきである。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	62	●		＜屋外体育施設における花壇の設置＞ 花壇の設置者を調査し、撤去を求めらるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めらるべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
まちづくり推進部	住宅課	63	●		＜普通財産における鉢植え等の設置＞ 鉢植え等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。
都市建設部	公園整備課	66	●		＜都市公園における物置・コンテナの設置＞ 物置・コンテナの設置者に撤去を求めるか、市が寄附を受けて管理をし、誰でも利用できるようにすべきである。
都市建設部	公園整備課	64		●	＜都市公園における物置・コンテナの設置＞ 市が物件を設置する場合は物件の設置による占用を許可した場合には、当該物件にステッカーを貼る等により、市設置の物、占用許可により設置された物、無許可で設置された物のいずれに該当するのかを外形的に明らかにしておくことが望ましい。
都市建設部	公園整備課	66	●		＜広場における小屋の設置＞ 小屋の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。
子ども未来部	子ども支援課	66	●		＜子ども遊び場における小屋の設置＞ 倉庫の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	67	●		＜屋外体育施設における小屋の設置＞ 物置の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。
行政部	管財課	67	●		＜普通財産における建物等の設置＞ 建物、アスファルト舗装、倉庫等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。
都市建設部	公園整備課	69	●		＜都市公園における器具・備品の設置＞ 器具・備品の所有者を調査し、撤去を求めるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	70	●		＜広場における器具・備品の設置＞ 器具・備品の所有者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。
子ども未来部	子ども支援課	71	●		＜子ども遊び場における工作物の設置＞ 工作物の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	71	●		＜屋外体育施設における器具・備品の設置＞ 器具・備品の設置者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。利用者の便宜を図るのであれば、市の所有物品とし、全ての利用者に対して使用を認める形にすべきである。
基盤整備部	土木管理課	73	●		＜自転車駐車場におけるブラランターの設置＞ 近隣店舗に確認する等により設置者・所有者を調査し、撤去を求めるか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。
都市建設部	公園整備課	73	●		＜都市公園における物品の放置＞ 物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。
都市建設部	公園整備課	73		●	＜都市公園における物品の放置＞ 物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	73		●	＜都市公園における物品の放置＞ 拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	75	●		＜広場における物品の放置＞ 物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。

部 名	課 名	頁	指摘	意見	内 容
都市建設部	公園整備課	75		●	＜広場における物品の放置＞ 物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	75		●	＜広場における物品の放置＞ 拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。
基盤整備部	土木管理課	75	●		＜自転車駐車場における物品の放置＞ 物品の所有者を調査し、所有者が特定できた物品は、撤去を求めらるべきである。所有者を特定することが難しい物品は、当該物品を遺失物として所管の警察署長へ提出すべきである。
基盤整備部	土木管理課	75		●	＜自転車駐車場における物品の放置＞ 物品の放置を禁止する旨の掲示を設けることが望ましい。
基盤整備部	土木管理課	75		●	＜自転車駐車場における物品の放置＞ 拾得物が多量である場合には、特例施設占有者に指定されるために岐阜県公安委員会へ申請することについて検討することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	77	●		＜石碑の設置＞ 石碑等を設置させるときは、必要な手続をとるとともに、その経緯を記した資料を作成保存しておくべきである。
都市建設部	公園整備課	79	●		＜広場における行為許可＞ 根拠のない許可制をすべきではない。
都市建設部	公園整備課	79	●		＜都市公園における行為許可＞ グラウンドゴルフ、ペタンク等の軽スポーツについて、条例の適用範囲を超えた許可制により独占的利用権を与えらるべきではない。また、和泉市、川崎市、横浜市、横濱市、白井市等のように都市公園の自由利用の範囲内の行為とすべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	79		●	＜都市公園における行為許可＞ 高齢者によるグラウンドゴルフ等の需要が高まっていることに鑑みれば、現状のような曖昧かつ不適切な管理運営ではなく、既存の公園や広場を明確にグラウンドゴルフ場の施設としたり、南部スポーツセンターのように新しくグラウンドゴルフ場を整備したりして、他のスポーツ施設と同様に、予約制（その都度の使用申込と承認）により管理運営することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	80	●		＜都市公園における行為許可＞ 少年野球、少年サッカー等について、条例の適用範囲を超えた許可制により特定の団体に独占的利用権を与えようとする必要はなく、他のスポーツ施設の利用者と同様に、予約制（その都度の使用申込と承認）により管理運営すべきである。
都市建設部	公園整備課	81		●	＜岐阜市都市公園条例第3条第5号の改正＞ 岐阜市都市公園条例第3条第5号を削除し、第4号を「競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」とする条例改正をすることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	84	●		＜都市公園の特定の利用＞ あくまでも公園だとするのではなく、特定の個人（団体）のためにだけ利用されるような実態を改めるべきである。当該公園の性質上、現状の利用実態を継続させるしかないのであれば、公園としては成り立たないため、市の所有地ならば普通財産として当該特定の個人（団体）に貸し付けるか、有料のスポーツ施設とすべきである。
都市建設部	公園整備課	85		●	＜都市公園の特定の利用＞ 特定の団体のために公園のベンチが使用されている実態を改めることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	85	●		＜広場の特定の利用＞ あくまでも広場だとするのではなく、特定の個人（団体）のためにだけ利用されるような実態を改めるべきである。当該広場の性質上、現状の利用実態を継続させるしかないのであれば、広場としては成り立たないため、市の所有地ならば普通財産として当該特定の個人（団体）に貸し付けるか、有料のスポーツ施設とすべきである。
都市建設部	公園整備課	87	●		＜開設の経緯＞ 施設を開設する際には、開設の経緯を記した資料を作成して保管すべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
子ども未来部	子ども支援課	87	●		＜子ども遊び場の特定の利用＞ 子ども遊び場の管理団体を把握すべきである。
子ども未来部	子ども支援課	87	●		＜子ども遊び場の特定の利用＞ 特定の団体のためのものであれば、子ども遊び場を廃止すべきであるし、公の施設であるならば、不特定多数の子どもが利用しやすいように整備・管理すべきである。
都市建設部	公園整備課	88	●		＜市所有の倉庫の使用＞ 都市公園に市が設置した倉庫は、使用者から鍵の返却を受けて市が管理するか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	89	●		＜市所有の倉庫の使用＞ 屋外体育施設に市が設置した倉庫は、使用者から鍵の返却を受けて市が管理するか、地方自治法第238条の4第7項及び岐阜市公有財産規則第21条第7号による使用許可に向けた手続の履践を求めるべきである。
経済部	労働雇用課	89	●		＜市所有のフェンスの使用＞ 市の土地のフェンスを私的に利用させないように管理すべきである。
都市建設部	公園整備課	90		●	＜公園駐車場の駐車＞ 公園駐車場に公園利用者以外の駐車を禁止する旨の掲示をすることが望ましい。
子ども未来部	子ども支援課	90	●		＜子ども遊び場における無断駐車＞ 車両所有者に撤去を求めるとともに、無断駐車されないようロープを張る等の措置を講じるべきである。駐車を容認するのであれば、子ども遊び場を廃止して普通財産とした上で、駐車場としての貸付手続の履践を求めるべきである。
行政部	管財課	90	●		＜未利用地における無断駐車＞ 車両所有者に撤去を求めるとともに、無断駐車されないようロープを張る等の措置を講じるべきである。駐車を容認するのであれば、駐車場としての貸付手続の履践を求めるべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	91		●	＜都市公園における恒常的な通行使用＞ 公園を恒常的に通行している当該住宅の所有者に対して、その敷地への出入口を道路側へ設置するよう求めることが望ましい。少なくとも、公園を恒常的に通行することについて承諾するのかしないのかを明確にしておくことが望ましい。
行政部	管財課	92	●		＜未利用地の恒常的な通行使用＞ 違法に通行されている状態を是正すべく、貸付手続の履践を求めるべきである。
行政部	管財課	93	●		＜不明者による使用＞ 貸付先の連絡先が分からなくなることがないように管理すべきである。
都市建設部	公園整備課	95	●		＜指定管理者の間接経費＞ 収支予算書に間接経費の算定根拠を記載させるべきである。長野市は、指定管理者制度ガイドラインにより、かかる指導をしている。
都市建設部	公園整備課	95		●	＜指定管理者の間接経費＞ 直接経費に対する間接経費の比率を適切なものにして、適切な指定管理料となるよう、基本的な間接経費の比率を定めることが望ましい。熊本市は、指定管理者制度運用マニュアルにより、「人件費に一般管理費率（10,000 千円まで 5 %、100,000 千円まで 4 . 5 %、200,000 千円まで 4 %、200,000 千円超 3 . 5 %）を乗じ、積み上げた額とする。」と定めている。
都市建設部	公園整備課	98	●		＜指定管理者の間接経費＞ 収支予算書で提示された間接経費の変更は、原則として認めるべきではない。もし、状況等の変化により変更を行なう必要がある場合は、その理由と算定根拠を示させるべきである。長野市は、指定管理者制度ガイドラインにより、かかる指導をしている。
都市建設部	公園整備課	99	●		＜指定管理者の再委託＞ 事業報告書の提出を受ける際には、支出内訳明細書も提出させるべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	100		●	＜指定管理者の再委託＞ 指定管理者＋再委託の場合と直営＋委託の場合とのコストを比較検討し、いずれの管理方法が適切であるのかを判断した上で、その検討及び判断の経過を記録に残すことが望ましい。
都市建設部	公園整備課	101		●	＜管理のあり方＞ 指定管理者が、維持管理業務のみに留まらず、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めるという業務を具体的にどのように行っているか、その効果は具体的にどのようなものかという観点でのモニタリングをすることが望ましい。 今回の指定期間が終了する際には、維持管理ノウハウだけではなく、運営ノウハウを活用して、公園の効用や機能を発揮させて、利用者の満足度の向上や利用促進に努めるという観点を重視して、指定管理者を募集・選定することが望ましい。また、公園全体の指定管理ではなく、飲食店等の収益施設には公募設置管理制度（PFI）を導入し、その他の管理は委託で行うという管理方法を検討することが望ましい。
財政部	行財政改革課	103		●	＜運用に関するルールの充実及び公表＞ 「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」について、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示すものではなく、応募者及び指定管理者に向けて、特に問題になる間接経費、再委託、自主事業等に関するルールを定めたり、指定管理者に具体的に求めることを定めたりすることを望ましい。熊本市の指定管理者制度運用マニュアルが参考になる。
財政部	行財政改革課	103		●	＜運用に関するルールの充実及び公表＞ 指定管理者制度の透明性を高め、市民に説明責任を果たすため、「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」は、ホームページで公表することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	104	●		＜境川緑道公園のあり方＞ 境川緑道公園には地域や利用者から何が求められているのかを具体的に把握し、それに応えるだけの魅力ある公園となるよう再整備を検討すべきである。まずもって、173,999㎡もの広さが果たして必要なのかを検討し、管理コストも考慮し有効かつ適切な範囲にすべきである。駐車場整備等、市民が利用しやすいするための方策も検討すべきである。ほどんど草刈等をするだけの指定管理ではなく、公園の魅力を向上させるための指定管理等、民間活力の導入も検討すべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
経済部	農林課	106		●	くながらが川ふれあいの森のあり方＞ 受益者負担の原則から、入園料を徴収することが望ましい。せめて寄付金ボックスを置くことが望ましい。
都市建設部	公園整備課	107	●		＜施設としての実態がない都市公園＞ 施設としての実態がない都市公園は、都市公園として利用できるように整備するか、廃止して所有者に返還すべきである。
都市建設部	公園整備課	107	●		＜施設としての実態がない広場（市有地）＞ 施設としての実態がない広場（市有地）は、廃止して普通財産とすべきである。
都市建設部	公園整備課	108		●	＜施設と言い難い広場＞ 花壇を維持するのであれば、適切な施設として位置付けることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	108	●		＜施設としての実態がない広場（国有地・県有地）＞ 施設としての実態がない広場（国有地・県有地）は、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。
都市建設部	公園整備課	109	●		＜施設としての実態がない広場（民有地）＞ 施設としての実態がない広場（民有地）は、廃止して土地を所有者に返還すべきである。
子ども未来部	子ども支援課	109	●		＜施設としての実態がない子ども遊び場（市有地）＞ 施設としての実態がない子ども遊び場（市有地）は、廃止して普通財産とすべきである。
子ども未来部	子ども支援課	111	●		＜施設としての実態がない子ども遊び場（国有地・県有地）＞ 施設としての実態がない子ども遊び場（国有地・県有地）は、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
子ども未来部	子ども支援課	111	●		＜施設としての実態がない子ども遊び場（民有地）＞ 施設としての実態がない子ども遊び場（民有地）は、廃止して土地を所有者に返還すべきである。
基盤整備部	土木管理課	112	●		＜未利用の自転車駐車場＞ 野一色自転車駐車場及び下芥見駅自転車駐車場を速やかに廃止すべきである。
都市建設部	公園整備課	113	●		＜低利用の都市公園＞ 低利用の都市公園は、都市公園としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。
都市建設部	公園整備課	114	●		＜低利用の広場（テニスコート）＞ この広場をテニスコートとして維持するのであれば、テニスコートとしての利用度が向上するよう整備すべきである。テニスコートとしての利用度が向上しないのであれば、廃止して占用許可の取消しを求めるべきである。
都市建設部	公園整備課	114		●	＜低利用の広場（テニスコート）＞ この広場をスケートボード場とすることを検討することが望ましい。例えば、碧南市は、海沿いにスケートボードパークを整備している。
都市建設部	公園整備課	114	●		＜低利用の広場＞ 低利用の広場は、広場としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。
子ども未来部	子ども支援課	115	●		＜低利用の子ども遊び場＞ 低利用の子ども遊び場は、子ども遊び場としての利用度が向上するよう整備すべきである。整備しないのであれば、廃止して、市有地であれば普通財産とし、民有地であれば所有者に返還すべきである。
基盤整備部	土木管理課	116	●		＜低利用の自転車駐車場＞ 利用率を調査の上、いずれか一方で足りるのであれば、もう一方は廃止して返還すべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	117	●		＜占用許可を受ける範囲＞ 真に公園として借り受けしなければならぬ範囲を吟味した上で、占用許可を受けるべきである。
基盤整備部	土木管理課	119		●	＜自転車駐車場の整備＞ 一時利用の需要に見合った数の駐車ができるよう、自転車駐車場を整備することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	120	●		＜大縄場テニスコートの設置根拠＞ 忠節橋下流広場である大縄場テニスコートは、広場としては廃止して岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるべきである。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	121	●		＜フィールドかけぼらの設置根拠＞ フィールドかけぼらは、岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるか、余熱利用施設条例の定める施設に加えるべきである。
都市建設部	公園整備課	121	●		＜都市公園の運動施設であることの見直し＞ 運動施設が設置されている都市公園については、運動施設の敷地面積の割合、園路や植栽のような公園的施設の有無等を確認し、そのままでは都市公園としては存続し難いものについては、公園としては廃止して岐阜市屋外体育施設条例の定める屋外体育施設に加えるか、公園的施設を整備する等により都市公園といえるだけの実質があるように整備すべきである。
都市建設部	公園整備課	122		●	＜所管課の一元化＞ スポーツ施設については、公園だからという拘子定規な考えではなく、公園であるものも公園でないものも一括して、岐阜市スポーツ推進計画を担う市民スポーツ課が所管することが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	122		●	＜所管課の一元化＞ スポーツ施設については、公園だからという拘子定規な考えではなく、公園であるものも公園でないものも一括して、岐阜市スポーツ推進計画を担う市民スポーツ課が所管することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	122		●	＜スポーツ施設の一元化＞ 公園施設となっているスポーツ施設を全て屋外体育施設条例に基づく屋外体育施設として定めることが望ましい。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	122		●	＜スポーツ施設の一元化＞ 公園施設となっているスポーツ施設を全て屋外体育施設条例に基づく屋外体育施設として定めることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	123		●	＜利用実績の把握＞ スポーツ施設の利用実績を適切に把握するため、利用件数や利用人数だけでなく、利用時間の占有率を把握することが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	123		●	＜利用実績の把握＞ スポーツ施設の利用実績を適切に把握するため、利用件数や利用人数だけでなく、利用時間の占有率を把握することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	124		●	＜利用実績の把握＞ 当該施設がどれだけ広く市民に利用されているのかを把握するため、優先貸付団体と、そうでない団体又は個人と、区別して、利用件数、利用人数、利用時間を集計することが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	124		●	＜利用実績の把握＞ 当該施設がどれだけ広く市民に利用されているのかを把握するため、優先貸付団体と、そうでない団体又は個人と、区別して、利用件数、利用人数、利用時間を集計することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	124	●		＜無料公園施設の予約制の根拠＞ 無料公園施設のうちスポーツ施設について、現在の使用申込書の提出及び使用承認書の発行という事務を維持するのであれば、その使用に関する条項を岐阜市都市公園条例に設け、その詳細を同条例施行規則に定めるべきである。
都市建設部	公園整備課	126	●		＜使用料減免の内規＞ 公の施設の使用申込み・使用制限や使用料の減免に関する定めは、いずれも市民の施設を使用する権利又は義務に關することであるから、明示されない内規ではなく、規則で定めて公表すべきである。酒田市は、公の施設の使用料に係る減免要件を明示するため、酒田市体育施設設置管理条例施行規則を改正している。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	126	●		<使用料減免の内規> 公の施設の使用申込み・使用制限や使用料の減免に関する定めは、いずれも市民の施設を使用する権利又は義務に關することであるから、内規ではなく、規則で定めて公表すべきである。酒田市は、公の施設の使用料に係る減免要件を明示するため、酒田市体育施設設置管理条例施行規則を改正している。
都市建設部	公園整備課	126		●	<使用料減免の内規> 減免の対象者や使用目的が、受益者負担の原則の例外として適正であるのか、負担の公平さが担保されているのか、改めて検討するとともに、例えば、市民個人や団体が奉仕活動、地域活性化等の目的で使用する場合には、他にも使用料減免の要件に加えたほうがいいのかどうか、検討することが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	126		●	<使用料減免の内規> 減免の対象者や使用目的が、受益者負担の原則の例外として適正であるのか、負担の公平さが担保されているのか、改めて検討するとともに、例えば、市民個人や団体が奉仕活動、地域活性化等の目的で使用する場合には、他にも使用料減免の要件に加えたほうがいいのかどうか、検討することが望ましい。
都市建設部	公園整備課	126		●	<使用料減免の公表> 公の施設の使用料の受益者負担の適正化や負担の公平さの説明責任を果たすため、施設数、件数等の減免実績を、半年ごとにホームページで公表することが望ましい。酒田市は、このような事務を行っている。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	126		●	<使用料減免の公表> 公の施設の使用料の受益者負担の適正化や負担の公平さの説明責任を果たすため、施設数、件数等の減免実績を、半年ごとにホームページで公表することが望ましい。酒田市は、このような事務を行っている。
都市建設部	公園整備課	128		●	<使用方法や使用制限の公表> 個別の施設案内のページにおいても、抽選会に関する記載等の使用方法や使用制限等に関する事項を公表することが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128		●	<使用方法や使用制限の公表> 個別の施設案内のページにおいても、抽選会に関する記載等の使用方法や使用制限等に関する事項を公表することが望ましい。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	128	●		＜優先貸付団体の定めと公表＞ 優先貸付団体の名称及び優先態様について、規則で定めて公表すべきである。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128	●		＜優先貸付団体の定めと公表＞ 優先貸付団体の名称及び優先態様について、規則で定めて公表すべきである。
都市建設部	公園整備課	128		●	＜優先貸付団体の利用枠＞ 実際に優先貸付団体に割り当てた利用枠を市のホームページで公表するとともに、優先貸付団体が利用枠を利用しなくなっただけの場合には、速やかにこれを開放するルールを設けることが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128		●	＜優先貸付団体の利用枠＞ 実際に優先貸付団体に割り当てた利用枠を市のホームページで公表するとともに、優先貸付団体が利用枠を利用しなくなっただけの場合には、速やかにこれを開放するルールを設けることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	129	●		＜使用申込みの窓口＞ 岐阜市サッカー協会や岐阜市ラグビー協会を使用申込みの窓口にする事務を維持するのであれば、それらが使用申込みを受け付ける権限を適法に有することとなるための手続をとるべきである。適切な手続をとらないのであれば、市が使用申込みを受け付けるべきである。
都市建設部	公園整備課	129		●	＜無料スポーツ施設の予約方法＞ 無料スポーツ施設についても、有料スポーツ施設と同様に公共施設予約システムでの予約とすることが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	129		●	＜無料スポーツ施設の予約方法＞ 無料スポーツ施設についても、有料スポーツ施設と同様に公共施設予約システムでの予約とすることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	130		●	＜利用度の向上＞ テニスコートの利用度を向上させるため、より広い更衣室、シャワールームの整備を検討することが望ましい。敷地内にある少年自然の家を活用することも考えられる。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	130		●	＜無料スポーツ施設の有料化＞ 無料スポーツ施設については、受益者負担の原則からすれば、有料にすることが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	130		●	＜無料スポーツ施設の有料化＞ 無料スポーツ施設については、受益者負担の原則からすれば、有料にすることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	130		●	＜無料スポーツ施設の集約＞ 少子高齢化と人口減少、財源の縮小化に鑑みれば、同種の無料スポーツ施設を集約していくことが望ましい。
ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	130		●	＜無料スポーツ施設の集約＞ 少子高齢化と人口減少、財源の縮小化に鑑みれば、同種の無料スポーツ施設を集約していくことが望ましい。
都市建設部	公園整備課	132	●		＜広場のあり方＞ まずもって、全ての広場について、現状をしっかりと調査し、整理すべきである。
都市建設部	公園整備課	132	●		＜広場のあり方＞ 現状の調査及び整理をした上で、当該地域住民の推移、年齢構成、意向等、公園や子ども遊び場等の近隣の同種施設との関係性、当該地域の将来像等を調査把握すべきである。 その上で、当該広場ごとに、何の目的の施設としていくのか、どのような方針で整備、管理、運営していくのかを検討し、都市施設としての広場とする、公園とする、スポーツ施設とする、施設を廃止して普通財産とした上で他の行政目的での使用や普通財産の貸付、処分を検討する、施設を廃止して国、県、民間に返還するという方向性を判断すべきである。
都市建設部	公園整備課	132	●		＜広場のあり方＞ 都市施設ではない広場という施設を存続させるのであれば、根拠規程となる条例、規則を定めるべきである。

部名	課名	頁	指摘	意見	内容
子ども未来部	子ども支援課	135	●		＜子ども遊び場のあり方＞ 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。 その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。 遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるとあれば、管理を委託することも選択の一つである。 また、公園と子ども遊び場は同じ地域に存在することが多い。遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	135	●		＜子ども遊び場のあり方＞ 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。 その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。 遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるとあれば、管理を委託することも選択の一つである。 また、公園と子ども遊び場は同じ地域に存在することが多い。遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。
子ども未来部	子ども支援課	135		●	＜子ども遊び場のあり方＞ 遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
都市建設部	公園整備課	135		●	<子ども遊び場のあり方> 遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	138		●	<有効利用> 天満テニスコート、資材置場、旧市立図書館分室跡地、公園管理事務所の土地を一体的に、当該土地の位置、周囲の環境、市民のニーズ等を総合的に考慮し、その土地としての効用を十分に発揮させることができるよう、新たな利活用又は換価をすることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	139		●	<有効利用> 敷地を貸し付けているオーキッドパークの事業者に本公園の敷地も貸し付けることが望ましい。
都市建設部	公園整備課	140	●		<有効利用> 長良川公園のテニスコートを廃止するか、テニスコートを維持するのであれば、利用度を高めるための整備をすべきである。
都市建設部	公園整備課	140		●	<有効利用> この市が一番の景勝地といえる場所をインラインスケート場としておくことが、土地の有効利用、市民サービスの向上、観光地としての魅力向上に資するものであるのか、民間事業者の活用も含め、今一度検討することが望ましい。国土交通省が公表している河川空間のオープン化活用事例も参考にされたい。
都市建設部	公園整備課	141		●	<今後の取り組み> パークマネジメントプランやパークイノベーション推進計画を策定することが望ましい。例えば、相模原市がパークマネジメントプランを策定しており、足立区がパークイノベーション推進計画を策定している。
行政部	管財課	146	●		<取得による未利用地の発生> 土地を取得した後に未利用地となることのないよう、土地を取得する際に検討すべき事項、取得の目的や経緯等の記録方法、取得後の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
行政部	管財課	147	●		＜処分による未利用地の発生＞ 土地を処分した後に未利用地が発生することのないよう、土地を処分する際に検討すべき事項、処分の目的や経緯等の記録方法、処分後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。
行政部	管財課	148	●		＜貸付けによる未利用地の発生＞ 土地を貸し付けた後に未利用地が発生することのないよう、土地を貸し付ける際に検討すべき事項、貸し付ける目的や経緯等の記録方法、貸し付け後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。
行政部	管財課	149	●		＜分筆による未利用地の発生＞ 土地を分筆した後に未利用地が発生することのないよう、土地を分筆する際に検討すべき事項、分筆した目的や経緯等の記録方法、分筆後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。
経済部	労働雇用課	149		●	＜建物取壊しによる未利用地の発生＞ 土地上の建物の管理・処分方法を判断する際には未利用地が発生しないようにすることが望ましい。
行政部	管財課	150		●	＜貸付地返還による未利用地の発生＞ 土地の借主（建物所有者）に対する土地買取に向けた交渉は、3年毎よりも高い頻度で行うことが望ましい。また、建物収去費用を負担させられることになりリスクに備えるために保証金の徴収等の方策を取ることが望ましい。
基盤整備部	基盤整備政策課	150		●	＜代替地としての機能＞ 岩崎字鶴山1385-2の土地について、代替地として機能するのかが検討し、その可能性が低いのであれば、未利用地として管理・運用・処分していくことが望ましい。
都市建設部	市街地再開発課	151		●	＜有効利用＞ 香蘭2丁目104番外3筆の土地（合計4207.96㎡）について、代替地としておくよりも、商業用地や住宅用地として貸し付ける等、土地としての効用をより発揮させるような利活用をすることが望ましい。
基盤整備部	公共用地課	151		●	＜有効利用＞ 加納天神町5丁目14番3の土地（119.80㎡）について、代替地としておくよりも、住宅用地として貸し付けるか処分する等、土地としての効用をより発揮させるような利活用又は処分をすることが望ましい。

部 名	課 名	頁	指 摘	意 見	内 容
基盤整備部	基盤整備政策課	152		●	＜民間の土地の活用＞ 少子高齢化の流れにより、民間の土地では空き地が増加しているため、代替地が必要なのであれば、民間の土地を活用する方策を検討することが望ましい。例えば、豊田市では、民間の土地を代替地に登録する代替地登録制度を実施している。
都市建設部	市街地再開発課	152		●	＜民間の土地の活用＞ 少子高齢化の流れにより、民間の土地では空き地が増加しているため、代替地が必要なのであれば、民間の土地を活用する方策を検討することが望ましい。例えば、豊田市では、民間の土地を代替地に登録する代替地登録制度を実施している。
基盤整備部	公共用地課	152		●	＜民間の土地の活用＞ 少子高齢化の流れにより、民間の土地では空き地が増加しているため、代替地が必要なのであれば、民間の土地を活用する方策を検討することが望ましい。例えば、豊田市では、民間の土地を代替地に登録する代替地登録制度を実施している。
行政部	管財課	152	●		＜未利用地の処分＞ 速やかに未利用地の売却活動を進めるべきである。
行政部	管財課	152		●	＜随意契約による処分＞ 普通財産売却取扱要綱において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して普通財産を随意契約により譲渡することができている場合を、同号の趣旨に適合する範囲内において、より幅広く定めることが望ましい。例えば、浜松市の「普通財産の随意契約による譲渡に関する要領」では14項目が、川崎市の「普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要綱」では10項目が定められている。
行政部	管財課	154		●	＜未利用地の活用＞ 売却が困難な未利用地について、近隣住民の意見を聞き、公園、広場、緑地、駐車場とする等、売却以外の方法での利活用をすることが望ましい。
行政部	管財課	154	●		＜未利用地の定義＞ 未利用地は「利用又は活用されていない土地」であるとして定義し直すべきである。

部名	課名	頁	指摘	意見	内容
行政部	管財課	158	●		＜普通財産の把握＞ 普通財産（未利用地）を管理するための台帳における、必要的記載事項、全庁統一的に使用する語句及び定義、あてはめの判断基準等の記載ルールを明記した要領や内規を作成すべきである。その際、「その他」の使用は止めるか、極めて限定的にすべきである。
行政部	管財課	158	●		＜未利用地に対する基本方針＞ 未利用地や低利用地に對する、管理・運用・処分の基本原則や利活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した未利用地等の利活用に關する基本方針を定めるべきである。例えば、西宮市、平塚市、日高市等が未利用地等の利活用に關する基本方針を定めている。
行政部	管財課	158		●	＜市有財産に對する基本方針＞ 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に關する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和３年３月に市有財産の有効活用に關する基本方針を定めている。
財政部	行財政改革課	158		●	＜市有財産に對する基本方針＞ 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に關する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和３年３月に市有財産の有効活用に關する基本方針を定めている。
合計			115	78	